

## 松本市中山地区和泉町会規約集

- |   |                    |        |
|---|--------------------|--------|
| 1 | 松本市中山地区和泉町会会則      | 2 ページ  |
| 2 | 和泉町会福祉部規約          | 5 ページ  |
| 3 | 和泉町会環境保全部規約        | 7 ページ  |
| 4 | 和泉町会自主防災会規約        | 9 ページ  |
| 5 | 和泉地区鳥獣害防護柵管理委員会規定  | 11 ページ |
| 6 | 和泉町会 新生児誕生祝賀支給規定   | 14 ページ |
| 7 | 和泉町会役員手当及び慶弔に関する規定 | 16 ページ |

## 松本市中山地区和泉町会会則

(名称)

第1条 本会は松本市中山地区和泉町会（以下和泉町会という。）と称す。

(事務所の所在地)

第2条 事務所を和泉町会長宅に置く。

(会員)

第3条 この会は和泉町会内に居住し独立の生計を営む者をもって組織する。

(目的)

第4条 この会は会員相互の親睦のもとに市政の運営に協力する一方、市の施政を享受するために積極的に活動し以って福祉の増進を計るを目的にする。

(事業)

第5条 この会は前条の目的を達成する為に下記事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る。
- (2) 各常会との連絡・提携を図る。
- (3) 防災・防火・防犯・交通事故防止。
- (4) 体育競技参加・体力増強。
- (5) 講演・講習・研究会・発表。
- (6) その他目的を達成する為に必要な事。

(役員)

第6条 役員構成は次のとおりとする。

- (1) 総会において、会長1名、副会長1名を選出する。
- (2) 会計1名を会長が委嘱し総会の承認を得る。
- (3) 監事2名を総会において選任する。
- (4) 参与を会長が委嘱して、総会の承認を得る。
- (5) 各部会等の役員とその選出
  - ① 常会長1名、理事1名(30世帯以上の常会は2名)を各常会で選出する。
  - ② 各部会(町会公民館、衛生協議会、体育委員会、子供会育成会、防犯・防災部、福祉部、環境保全部、健康づくり推進委員会、日赤奉仕団、開発委員)は各常会から選出された委員の中から、正、副委員長(部長)を互選する。
  - ③ 民生児童委員、主任児童委員は、町会長が推薦して松本市に登録する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し会務を統括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し必要に応じ会長の職務を代行する。
- (3) 会計は会の会計を掌る。
- (4) 監事は会計を監査する。
- (5) 参与は会長の諮問により、町会運営全般の指導や助言を行う。
- (6) 各部会の正副役員は各会の会務を統括し、必要な活動を推進する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2ヵ年とする。但し民生児童委員は3ヵ年とする。

(役員任期)

第9条 役員補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議に関する事項は次の通りとする。

- (1) 会議は通常総会、臨時総会、役員会、常会長会議とする。
- (2) 通常総会は原則として毎年4月に開催し、決算、予算及び重要事項の審議を行う。
- (3) 臨時総会は役員会において必要と認めた場合開催する。
- (4) 総会は監事、常会長、町会理事、町会正副公民館長、衛生正副部長、体育正副部長、子供会育成正副会長、開発委員、防災・防犯正副部長、民生・児童委員、福祉正副部長、環境正副部長により構成する。
- (5) 総会は構成員の過半数の出席により成立し(但し委任状を含む)、議事の決定は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (6) 総会、役員会、常会長会議の召集は会長が行い、議長は会長が務める。

(事業年度)

第11条 事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の種類)

第12条 会の経費は会費、寄付金、その他の収入を以ってこれに充てる。

(会費)

第13条 会費は町会内各世帯より徴収するものとし、その額は毎年総会において決定する。

付 則

- ① この会則の改廃は総会の議決によるものとする。
- ② この会則は昭和55年4月1日より施行する。

改廃記録

- ① 平成12年4月1日 一部改正

理由：平成11年より納税推進委員制度の廃止に伴う改正

- ② 平成14年4月1日 一部改正

理由：中山地区開発委員の役員構成縮小に伴う改正

- ③ 平成18年4月1日 一部改正

理由：会の名称再確認、会の目的見直し、総会構成役員変更、事業推進部の新設に伴う改正

- ④ 平成20年4月1日 一部改正

理由：役員の確認と選出方法、会議の種類と招集者追記に伴う改正

- ⑤ 平成22年4月1日 一部改正

理由：参与の選出方法と役割を追加

## 和泉町会福祉部規約

(名称)

第1条 本会は、和泉町会「福祉部」といい、事務局を部長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、和泉町会との密接な連絡・連携のもと町会住民の福祉環境向上を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的遂行のため、次のことを行う。

- (1) 急速に到来する高齢化社会対応や、災害発生時の緊急対策として見守り安心ネットワーク事業を推進する。  
\*安心台帳・福祉マップ作成      \*ボランティア組織作成
- (2) 明るくて安心な町作り。  
\*子供たちの遊びや登下校時の安全確保
- (3) その他目的を達成する為に必要と認められる事業の実施

(組織)

第4条 部会の部員は、次の者で構成する。

- (1) 町会3役                      (5) 健康づくり推進委員
- (2) 民生児童委員              (6) 白ゆり会委員
- (3) 常会長                      (7) 日赤奉仕団員
- (4) 青少年育成会委員        (8) 一般有志の方

(役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 担当副部長必要数名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のように行う。

役員を選出は、部員の互選による。

(部長及び役員・部員の任期)

第7条 部員及び役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

部員及び役員の任期中に部員または役員が辞任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 部会の会議は、総会、役員会とし、必要に応じ部長がこれを召集し、開催する。  
会議の議長は部長があたる。

(年度)

第9条 部会の年度は、4月1日より1年後の3月31日まで。

(付記) この規約は、平成18年6月1日から施行する。

改廃記録

- ① 平成18年5月20日 作成
- ② 平成21年4月1日 一部改正

## 和泉町会環境保全部規約

(名称)

第1条 本会は、和泉町会「環境保全部」といい、事務局を部長宅におく。

(目的)

第2条 部会は、地区住民の生活環境を守ることを目的とする。

(事業)

第3条 部会は、第2条の目的遂行のため、次のことを行う。

- (1) 地区内で公害等生活環境を著しく阻害する行為、もしくは、発生する恐れがある開発行為や施設の建設について、調査、監視、研究し必要に応じ対策を講じる。
- (2) 和泉町会並びに町会連合会と密接な連絡・連携のもと、公害発生を未然に防ぎ、公害のない住み良い町づくりを推進する。

(組織)

第4条 部会の部員は、次の者で構成する。

- (1) 町会3役
- (2) 常会長
- (3) 各常会選出の部員
- (4) 一般有志の方

(役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 2名
- (3) 会計 1名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のように行う。

役員を選出は、部員の互選による。

(部長及び役員・部員の任期)

第7条 部員及び役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

部員及び役員の任期中に部員または役員が辞任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 部会の会議は、総会、役員会とし、必要に応じ部長がこれを召集し、開催する。

会議の議長は部長があたる。

(年度)

第9条 部会の年度は、4月1日より1年後の3月31日まで

(付記)

この規約は、平成18年6月1日から施行する。

## 和泉町会自主防災会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、和泉町会自主防災会（以下『本会』という）と称し、事務所を防災会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、和泉町会に居住する者が、自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・水害等（以下『災害等』という）による被害の防止及び軽減を図ると共に、災害により救援を必要とする隣接地域への、救護活動をする事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震などに対する災害予防に関すること。
- (3) 災害等の発生時における、情報の収集・伝達・初期消火・救出救援・避難誘導等、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資材の備蓄及び管理に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成する為に必要な事。

(会員)

第4条 本会は、和泉町会に居住する世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおき町会役員及び各団体長等をもって構成する。

- (1) 会長 (町会長) 1名
- (2) 副会長(庶務兼務) (副町会長) 1名
- (3) 会計 (町会会計) 1名
- (4) 本部長 (町会防火防災部長) 1名
- (5) 支部長 (常会長) 7名
- (6) 班長 (各常会選出) 若干名

2 役員任期は町会役員任期に順ずる、ただし再任する事が出来る。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括し災害の発生時における緊急活動の指揮命令を行うものとする。

2 副会長は、本会の庶務全般を兼務すると共に、会長事故あるときはその職務を代行する。

- 3 会計は、本会の会計の全般にあたる。
- 4 本部長は、防災訓練等の実施について計画実施する。
- 5 支部長、班長は、役員会の構成員となり会務の運営にあたる。  
(会議等)

第7条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、定期総会及臨時総会とし会長が召集して、次の事項を審議する。  
全ての会議は会長が議長になり進行するものとする。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算、決算に関する事。
  - (5) その他会長が必要と認めた事。
- 3 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任する事ができる。
- 4 役員会は、次の事項を審議し実施する。
  - (1) 総会に提出すべき議案に関する事。
  - (2) 総会において委任された事項。
  - (3) その他会長が必要と認めた事。

(経費)

第8条 本会の運営は会長があたり、それに要する経費は町会よりの補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。また決算、予算の報告は町会の定期総会で行うものとする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第10条 この規約の施行について必要な事項は会長が別に定める。

《付則》

この規約は平成11年9月16日から施行する。

《付記》

平成14年5月16日 一部改正

平成16年9月20日 一部改正

## 和泉地区鳥獣害防護柵管理委員会規定

### (目的)

第1条 この規定は、中山地区鳥獣害防護柵管理委員会が定めた、「中山地区鳥獣害防護柵管理委員会規定」に基づき、和泉地区内の鳥獣害防護柵（以下「防護柵」という。）の維持管理について定めるものとする。

### (委員会)

第2条 この委員会は、和泉地区鳥獣害防護柵管理委員会（以下「和泉地区管理委員会」という。）と命名し、防護柵の維持管理を行う。

### (委員会構成)

第3条 和泉地区管理委員会の委員は、和泉町会、農家組合役員及び町会内の各常会からの選出者で構成する。

役員（委員長\*1、副委員長\*3、会計\*1、監事\*2）は和泉町会役員と農家組合長がこれに当たる。

各常会からの選出者は、役員（区委員長）を互選し、常会毎に割り当てられた区域の防護柵管理に当たる。

役員及び委員の構成（名簿、組織図）は、年度初め（毎年4月）までに決定し、本規定の付則2、3に定める。

### (役員の任期)

第4条 役員及び委員の任期は、4月1日から1年間とする。

### (防護柵の維持管理)

第5条 防護柵を第1条の目的に即して、効率的、継続的に維持管理するために、以下を実行する。

- ① 防護柵を適正に管理し記録するための「防護柵チェックシート兼修理記録簿」（以下「チェックシート」という。）を作成する。書式は本規定の付則3に付す。
- ② 防護柵の定期的な点検、大雪や大雨、台風、地震等の発生直後の点検をして結果の報告及び必要な修理を行う。

### (防護柵の管理区分)

第6条 和泉地区の防護柵を、4区域に区分しA区、B区、C区、D区と命名する。各区の区域と担当は、表1による。

表1 各区の区域と担当

区	柵の長さ	区域	担当
A区	1.06 km	埴原北地区の柵端から和泉川堰堤南側まで	丸山常会 箱井常会
B区	1.40 km	和泉川堰堤北側から和泉八幡社観音扉まで	上和泉常会 弥生の会
C区	0.93 km	和泉八幡社観音扉から中島紀由宅北の観音扉まで	中和泉常会 中和泉西常会
D区	1.51 km	中島紀由宅北観音扉から生妻池北山尾根神田地区の観音扉まで	下和泉常会

(防護柵の定期点検)

第7条 各区委員長は、各区委員と協力し担当地域の防護柵の点検を行う。点検は原則として、毎月1回行い、その結果チェックシートに記録する。各区委員長は、チェックシートの記載事項を確認し、委員長に提出する。委員長は、提出されたチェックシートを確認し、保管する。

(防護柵の緊急点検)

第8条 各区委員長及び委員は、大雪、大雨、台風、地震等の発生直後の緊急点検を行う。

各区委員長は、その結果をチェックシートに記録し、委員長に報告する。

(防護柵の補修)

第9条 各区委員長及び委員は、定期点検及び緊急点検において発見した防護柵の不具合を補修する。

補修方法は、必要に応じ役員（委員長、副委員長）と協議し決定する。

補修方法は、必要に応じ役員（委員長、副委員長）と協議し決定する。

(運営費用)

第10条 防護柵の維持管理に伴い発生する資材費用は、中山地区鳥獣害防護柵管理委員会が負担する。

点検及び補修に伴う経費は、和泉地区管理委員会が負担する。

(細則)

第11条 この規定に定めるほか必要な事項は、当委員会で審議し決定し議事録等文書に定める。

(付則 1)

この規定は、平成22年4月1日より施工する。

この規定は、平成 23 年 4 月 9 日一部改定し追記した。

この規定は、平成 25 年 4 月 13 日一部改定した。

(付則 2)

委員構成及び役員名簿は、「和泉地区鳥獣害防護柵組織、同名簿」として、本規定に添付する。

(付則 3)

点検時及び補修時に用いるチェックシートは、本規定に添付する。

和泉町会 新生児誕生祝賀支給規定

制定 平成 18 年 5 月 22 日

(定義)

第 1 条 本規定は、和泉町会新生児誕生祝賀金支給について規定する。

(趣旨)

第 2 条 本規定は、和泉町会活性化推進の為に町会住民の家庭に新生児が誕生した時、和泉町会より祝賀金を支給して御祝いをする。

(対象及び金額)

第 3 条 祝賀金の対象及び金額は次による。

対象	祝賀金額
和泉町会に加入している家庭の新生児	10,000円

- ① 和泉町会加入登録済みの家庭であること
- ② 新生児の住民登録住所が和泉町会内であること

(申請手続き)

第 4 条 誕生祝いの申請は、新生児誕生祝賀金申請書を当該常会長が作成し町会長に提出する。

(付記) この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(新生児誕生祝賀金申請書)

## 新生児誕生祝賀金支給申請書

令和 年 月 日

和泉町会長 様

常会名	
常会長名	印

誕生者氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
父	
母	

以上の通り、和泉町会新生児誕生祝賀規定に基づき誕生祝賀金の支給を申請いたします。

## 和泉町会役員手当及び慶弔に関する規定

(目的)

第1条 和泉町会役員に対する諸手当及び慶弔について、必要な事項を定める。

(役員手当)

第2条 町会3役及び常会長の諸手当については、次のとおりとする。

(1) 役員手当(年額)

- ア 町会長手当 20,000 円
- イ 副町会長手当 20,000 円
- ウ 会計手当 20,000 円
- エ 常会長手当 世帯数\*250 円で算出した額。

なお世帯数は4月1日現在とする。

(2) 交通費 実費または実費相当額

(弔慰金及び見舞金等)

第3条 町会3役が死亡した場合は、次の各号により弔意を行う。

- (1) 町会3役が死亡した時は、本会から遺族に対し弔慰金10,000円と弔辞を贈る。
- (2) 町会長経験者が死亡した時は、弔電を贈る。

第4条 町会3役が1年間に連続して7日以上入院した場合は、見舞金5,000円を贈る。

第5条 慶弔金についての返礼は、一切しないものとする。

(その他)

第9条 本規定に定めていない事例が発生した場合は、常会長会議で協議のうえ決定する。ただし急を要する場合は、町会3役の協議により決定し、後日、常会長会議に報告して承諾を得るものとする。

附 則 :

- (1) この規約の改廃は、常会長会議の議決によるものとし、総会に報告する。
- (2) この規定は平成18年4月1日より施行した新生児誕生祝い金制度に始まり、平成27年4月1日に大幅改正を行い、役員手当、弔慰金及び見舞金制度を追加。

注)第6条、第7条、第8条は新生児誕生祝い金制度を定めた条項で、別に「新生児誕生祝い金支給規定」(平成18年4月1日施行)を制定しているため割愛